

研究活動における不正行為に関する相談・通報窓口について

[研究活動の不正行為に関する窓口]

東邦音楽大学大学院、東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学（以下「本学」という。）では「研究活動の不正行為に関する相談・通報窓口」を設置しています。

[研究活動の不正行為とは]

研究活動上において下記行為及び研究者の倫理または行動規範に著しく反する行為を指します。

「ねつ造」・・・存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

「改ざん」・・・研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

「盗用」・・・他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文または用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

[相談・通報窓口]

学校法人三室戸学園 学園本部 総務人事室

〒112-0012 東京都文京区大塚 4-46-9

電話 03-3946-9666

FAX 03-3946-9708

e-mail kenkyufusei@toho-music.ac.jp

[受付時間]

8時30分～17時00分（土曜、日曜、祝祭日を除く）

[通報方法]

書面、FAX、メール、電話または面談の方法で受け付けます。

[通報の対象者]

本学園に雇用されている者及び本学園の施設や設備を利用している者のうち、公的資金を用いた研究に従事している者又は携わる者。

[留意事項]

1. 通報された情報は、必要な調査を行うためだけに使用し、それ以外の目的に使用したり、公開したりすることはありません。また、通報者は通報をした理由をもって、不利益な扱いを受けることはありません。
2. 通報された情報について、詳細な情報や調査への協力を求める場合があります。
3. 調査の結果、通報の対象者を陥れたり、研究の妨害をしたり、何らかの損害を与えたりする目的で通報を行ったことが判明した場合は、通報者に対して懲戒処分などの措置を講じる場合があります。